

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター『ジェンダー研究』

編集方針

1. 本年報に論文、研究ノート、研究動向紹介(研究文献目録等を含む)、書評、ジェンダー研究センターの事業に関する報告(研究プロジェクト報告、夜間セミナー報告等を含む)、彙報の各欄を設ける。
2. 本年報の掲載論文は、投稿論文と依頼論文から成る。
3. 投稿論文は、投稿規程第4条により、査読の上、編集委員会が掲載の採否を決定する。
 - 3-1 投稿論文1本に対して査読は2名以上で行うこととする。
 - 3-2 査読者は、原則として、編集委員会のメンバー、また必要に応じて学内外の専門分野の研究者から選定する。投稿論文執筆者が本学大学院生である場合にはその指導教官を査読者に加える。
 - 3-3 投稿論文には番号を付し、執筆者名は伏せた状態で査読を行う。
 - 3-4 査読結果は共通の査読評価用紙を用い、定められた基準により評価する。
 - 3-5 掲載決定日を本文末に記す。
4. 依頼論文、ならびにジェンダー研究センターの事業に関する報告は、編集委員会で閲読し、必要に応じて専門分野の研究者の助言を求めた上、編集委員会が掲載の採否を決定する。
5. ジェンダー研究センターの事業に関する報告のうち、編集委員会が論文として掲載することが適当であると判断した場合には、投稿論文に準じて査読を行った上、論文として掲載することがある。
6. その他各号の枚数、部数、企画等、年報の編集に関する諸事項は、編集委員会が検討の上、決定する。
7. 『ジェンダー研究』に掲載された内容は全てジェンダー研究センターのホームページ上で公開される。
8. 投稿論文や研究ノート等には、英文要約を添付する。200語以内とする。
9. 投稿論文や研究ノート等には、その内容を的確に表わすキーワードをつける。5語以内とする。
10. 翻訳投稿をする場合、原則として論文「解題」を行う。

投稿規程

- 1 『ジェンダー研究』の内容は、女性学・ジェンダー研究に関する、学術的研究に寄与するものとする。
- 2 投稿者は、原則として、本学教職員・大学院生・研究生・研修生・卒業生、本センターの研究員、研究協力員、および本センター長が認める本センターの活動に関係の深い研究者(研究プロジェクト参加者、研究会報告者など)とする。
- 3 投稿する原稿は未発表の初出原稿とする。
- 4 投稿原稿は完成原稿とし、編集委員会がレフェリーによる審査の上、採否を決定する。
- 5 投稿申し込みをした後で投稿を辞退する場合は、速やかに編集委員会に申し出ること。
- 6 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。ただし、図・表その他が多い場合には、執筆者による自己負担となることがある。
- 7 掲載原稿は、抜き刷りを30部贈呈する。なお、それ以上の部数については、あらかじめ申し出があれば執筆者の自己負担によって増刷できる。
- 8 原稿執筆における使用言語は原則として日本語または英語とする。日本語／英語以外の言語による投稿に関しては、編集委員会において検討する。

- 9 日本語については当用漢字とし、現代仮名づかいを用いる。なお、引用文等に関して旧漢字、旧仮名遣い等の問題が生じる場合には、前もって申し出ること。
- 10 図・表・写真および特殊な文字・記号の使用については編集委員会に相談すること。
- 11 原則として原稿はワードプロセッサーで入力し、原稿を印刷したもの2部とフロッピーディスクを提出すること。
- 12 フロッピーは、3.5インチのディスクを使用し、ラベルに氏名、論文題目、使用機種名およびソフト名を記入して提出する。本文、引用文、参考文献、注の部分を MS-DOS または TXT で読み込める形式で入力する (MS-DOS または TXT に変換できない機種を使用の場合は編集員会に相談する)。
- 13 図・表はワードプロセッサーによる入力ではなく、手書きでよい。ただし、ワードプロセッサーで入力する場合は同一フロッピーに別文書として入力する (MS-DOS または TXT に変換しないこと)。
- 14 本文、引用文、参考文献、注については、別に定める 〈『ジェンダー研究』書式〉に従う。
- 15 翻訳の投稿に関しては、投稿者が原著者から翻訳許可の手続きを行い、許可取得後に投稿する。そのさいの費用に関しては投稿者が負担する。なお、翻訳投稿をする場合、原則として論文「解題」を行う。
- 16 掲載論文の著作権はお茶の水女子大学ジェンダー研究センターに帰属するものとする。転載を希望する場合には、ジェンダー研究センターの許可を必要とする。